

【被災者の方へ】

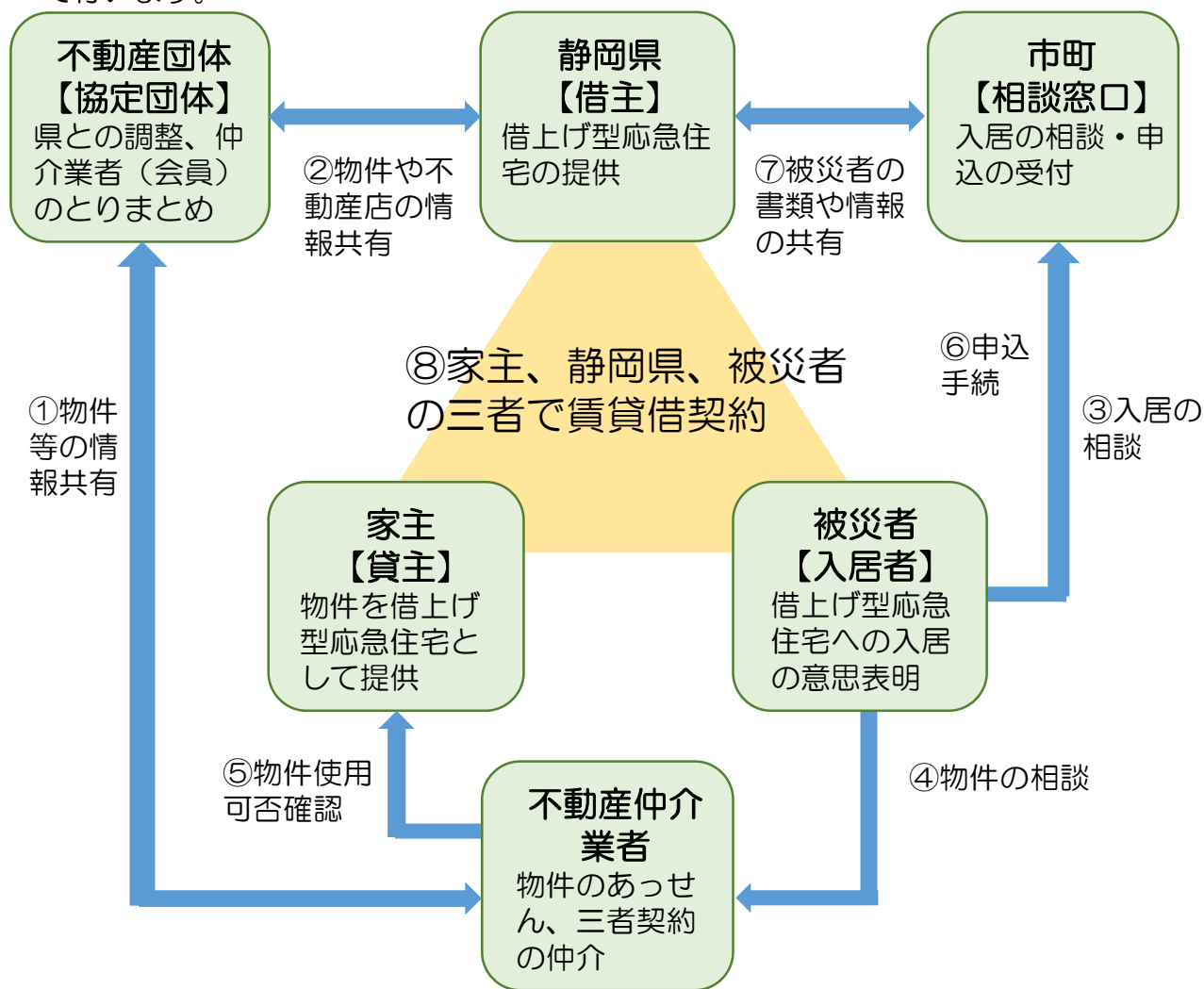
借上げ型応急住宅制度の案内

借上げ型応急住宅とは

「借上げ型応急住宅」とは、災害により居住が困難になった方を対象に、一定期間、県が民間賃貸住宅（アパート、貸家等）を借り上げて、供与する住宅のことをいいます。災害発生後、県は、災害救助法に基づき「借上げ型応急住宅」の供与実施を決定し、市町を通じて被災者に周知します。

借上げ型応急住宅の供与のしくみ

借上げ型応急住宅の入居期間は、災害救助法に基づき契約日から最長2年間です。賃貸借契約手続は、家主【貸主】、静岡県【借主】、被災者【入居者】の三者間で行います。



【注意事項】

- 借上げ型応急住宅の対象になるのは、罹災証明で「半壊」以上と判定された場合のみです（「準半壊」以下の場合には対象になりません）。
- 借上げ型応急住宅と応急修理の併用は原則できません。※応急修理を申し込んだ被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる場合は、借上げ型応急住宅の対象となります。

借上げ型応急住宅の条件

借上げ型応急住宅として承認されるには、次のような条件（対象者、対象の住宅、家賃、費用負担）を満たす必要があります。

<対象者>

次のいずれにも該当する方が対象です。

- ①住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者※
 - ②自らの資力では住宅を得ることができない者
 - ③災害救助法に基づく住宅の応急修理を利用する場合は、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者
- ※半壊であっても、住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれる場合も含む

<家賃>

家賃（共益費、管理費を含む）は、世帯人数に応じて以下の上限額以下となります。

	上限額
1人世帯	50,000円
2人世帯	70,000円
3～4人世帯	75,000円
5人以上世帯	110,000円

高齢者、障害者等の要配慮世帯においては、バリアフリー仕様等を考慮して世帯人数による制限を緩和することができます。

<対象の住宅>

対象の住宅は、次の要件があります。

- ①貸主の同意が得られている
- ②建物の耐震性は、原則として、昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性を確認された民間賃貸住宅
- ③戸建て、長屋建て、共同建てを問わない
- ④規模は、1R～3LDK程度とし、通常の間取りに対応した面積

<費用負担>

静岡県と入居者のそれぞれの負担は、次のとおりです。

費用	静岡県	入居者
家賃	●	
管理費・共益費	●	
礼金	●	
退去修繕負担金	●	
仲介手数料	●	
保険料（火災保険、借家人賠償保険等）	●	
鍵交換費用	●	
附属の施設使用料		●
光熱水費その他専用設備に係る使用料		●
故意又は過失による損害に対する修繕費		●
駐車場料金		●
自治会費		●

※県負担額には上限があります。

<遡及適用>

借上げ型応急住宅の申込み前に既に賃貸住宅に入居している場合も本制度の対象となる場合があります。契約切替え後、入居日に遡って家賃等を県が支払いし、支払済の家賃等は家主から返還を受けます。ただし、以下の点に御注意ください。

- ・対象者、対象の住宅、家賃等が条件にあてはまらない場合は適用できません。
- ・家主が契約切替えに応じてもらえない場合は適用できません。
- ・適用があった場合でも火災保険料、賃貸物件保証金、仲介手数料は返還されません。